

水質検査結果書

平成 30年 8月 21日

芳賀中部上水道企業団

殿

平成理研株式会社

環境科学センター



〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町2856-3 水道GLP認定
TEL 028 (660) 1700(代)

貴殿御依頼による平成 30年 8月 6日に委託された試料の
検査結果は次の通りです。

代表取締役社長 福田 良夫

検査期日 平成 30年 8月 6日～平成 30年 8月 21日

水質検査部門管理者 水環境部 小野澤 益典

水質検査機関登録 登録番号 第 76 号
建築物飲料水水質検査業登録宇都宮市20年水第11-2号

分析項目の区分 基準項目

水源の名称	芳志戸浄水場系統			採取年月日	平成 30年 8月 6日	前日 天候	晴れ	当日 天候	曇り
採取場所	益子町あぐり館 益子町大字大沢3535			採取時刻	11時 40分	水温	28.9 °C	気温	28.0 °C
区分	浄水	採水者名	須藤 大	外観	無色透明	遊離塩素	0.3 mg/L		

コード No.	検査項目	単位	分析値	基準値	検査方法	判定
				定量下限値		
1	一般細菌*	個/mL	0	100以下 0	平成15年厚生労働省告示第261号 2号	適
2	大腸菌*	—	不検出	検出されないこと —	平成15年厚生労働省告示第261号 3号	適
3	カドミウム及びその化合物*	mg/L	<0.0003	0.003以下 0.0003	平成15年厚生労働省告示第261号 4号別表第6	適
4	水銀及びその化合物*	mg/L	<0.00005	0.0005以下 0.00005	平成15年厚生労働省告示第261号 5号	適
5	セレン及びその化合物*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 6号別表第6	適
6	鉛及びその化合物*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 7号別表第6	適
7	ヒ素及びその化合物*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 8号別表第6	適
8	六価クロム化合物*	mg/L	<0.005	0.05以下 0.005	平成15年厚生労働省告示第261号 9号別表第6	適
9	亜硝酸態窒素*	mg/L	<0.004	0.04以下 0.004	平成15年厚生労働省告示第261号 10号別表第13	適
10	シアン化物イオン及び塩化シアン*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 11号	適
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素*	mg/L	0.9	10以下 0.1	平成15年厚生労働省告示第261号 12号	適
12	フッ素及びその化合物*	mg/L	<0.08	0.8以下 0.08	平成15年厚生労働省告示第261号 13号	適
13	ホウ素及びその化合物*	mg/L	<0.1	1.0以下 0.1	平成15年厚生労働省告示第261号 14号別表第6	適
14	四塩化炭素*	mg/L	<0.0002	0.002以下 0.0002	平成15年厚生労働省告示第261号 15号別表第14	適
15	1, 4-ジオキサン*	mg/L	<0.005	0.05以下 0.005	平成15年厚生労働省告示第261号 16号別表第14	適
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン*	mg/L	<0.004	0.04以下 0.004	平成15年厚生労働省告示第261号 17号別表第14	適
17	ジクロロメタン*	mg/L	<0.002	0.02以下 0.002	平成15年厚生労働省告示第261号 18号別表第14	適
18	テトラクロロエチレン*	mg/L	<0.0005	0.01以下 0.0005	平成15年厚生労働省告示第261号 19号別表第14	適
19	トリクロロエチレン*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 20号別表第14	適
20	ベンゼン*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 21号別表第14	適

*:水道GLP認定項目

水質検査結果書

平成 30年 8月 21日

芳賀中部上水道企業団

殿

平成理研株式会社

環境科学センター



〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町2856-3
TEL 028 (660) 1700(代)

JWWA-GLP054
水道GLP認定

貴殿御依頼による平成 30年 8月 6日に委託された試料の検査結果は次の通りです。

代表取締役社長 福田 良夫

検査期日 平成 30年 8月 6日～平成 30年 8月 21日

水質検査部門管理者 水環境部 小野澤 益典

水質検査機関登録 登録番号 第 76 号
建築物飲料水水質検査業登録宇都宮市20年水第11-2号

分析項目の区分 基準項目

水源の名称	芳志戸浄水場系統			採取年月日	平成 30年 8月 6日	前日 天候	晴れ	当日 天候	曇り
採取場所	益子町あぐり館 益子町大字大沢3535			採取時刻	11時 40分	水温	28.9 ℃	気温	28.0 ℃
区分	浄水	採水者名	須藤 大	外観	無色透明	遊離残留塩素	0.3 mg/L		

J-ド No.	検査項目	単位	分析値	基準値	検査方法	判定
				定量下限値		
21	塩素酸*	mg/L	<0.06	0.6以下 0.06	平成15年厚生労働省告示第261号 22号別表第16-2	適
22	クロロ酢酸*	mg/L	<0.002	0.02以下 0.002	平成15年厚生労働省告示第261号 23号別表第17	適
23	クロロホルム*	mg/L	0.007	0.06以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 24号別表第14	適
24	ジクロロ酢酸*	mg/L	<0.003	0.03以下 0.003	平成15年厚生労働省告示第261号 25号別表第17	適
25	ジブロモクロロメタン*	mg/L	0.003	0.1以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 26号別表第14	適
26	臭素酸*	mg/L	<0.001	0.01以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 27号別表第18	適
27	総トリハロメタン*	mg/L	0.015	0.1以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 28号	適
28	トリクロロ酢酸*	mg/L	0.004	0.03以下 0.003	平成15年厚生労働省告示第261号 29号別表第17	適
29	プロモジクロロメタン*	mg/L	0.005	0.03以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 30号別表第14	適
30	プロモホルム*	mg/L	<0.001	0.09以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 31号別表第14	適
31	ホルムアルデヒド*	mg/L	<0.008	0.08以下 0.008	平成15年厚生労働省告示第261号 32号別表第19の2	適
32	亜鉛及びその化合物*	mg/L	<0.1	1.0以下 0.1	平成15年厚生労働省告示第261号 33号別表第6	適
33	アルミニウム及びその化合物*	mg/L	<0.02	0.2以下 0.02	平成15年厚生労働省告示第261号 34号別表第6	適
34	鉄及びその化合物*	mg/L	<0.006	0.3以下 0.006	平成15年厚生労働省告示第261号 35号別表第6	適
35	銅及びその化合物*	mg/L	<0.1	1.0以下 0.1	平成15年厚生労働省告示第261号 36号別表第6	適
36	ナトリウム及びその化合物*	mg/L	9.0	200以下 1.0	平成15年厚生労働省告示第261号 37号別表第20	適
37	マンガン及びその化合物*	mg/L	<0.001	0.05以下 0.001	平成15年厚生労働省告示第261号 38号別表第6	適
38	塩化物イオン*	mg/L	8	200以下 1	平成15年厚生労働省告示第261号 39号別表第13	適
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)*	mg/L	50	300以下 1	平成15年厚生労働省告示第261号 40号別表第20	適
40	蒸発残留物*	mg/L	88	500以下 1	平成15年厚生労働省告示第261号 41号	適

*:水道GLP認定項目

水質検査結果書

平成 30年 8月 21日

芳賀中部上水道企業団 殿

平成理研株式会社

環境科学センター



〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町2856-3 水道GLP認定

TEL 028 (660) 1700(代)

貴殿御依頼による平成 30年 8月 6日に委託された試料の検査結果は次の通りです。

代表取締役社長 福田 良夫

検査期日 平成 30年 8月 6日～平成 30年 8月 21日

水質検査部門管理者 水環境部 小野澤 益典

水質検査機関登録 登録番号 第 76 号
建築物飲料水水質検査業登録宇都宮市20年水第11-2号

分析項目の区分 基準項目

水源の名称	芳志戸浄水場系統		採取年月日	平成 30年 8月 6日	前日天候	晴れ	当日天候	曇り
採取場所	益子町あぐり館 益子町大字大沢3535		採取時刻	11時 40分	水温	28.9℃	気温	28.0℃
区分	浄水	採水者名 須藤 大	外観	無色透明	遊離残留塩素	0.3 mg/L		

Port No.	検査項目	単位	分析値	基準値		検査方法	判定
				定量下限値			
41	陰イオン界面活性剤*	mg/L	<0.02	0.2以下		平成15年厚生労働省告示第261号42号	適
42	ジェオスミン*	mg/L	<0.000001	0.00001以下		平成15年厚生労働省告示第261号43号別表第25	適
43	2-メチルイソボルネオール*	mg/L	<0.000001	0.00001以下		平成15年厚生労働省告示第261号44号別表第25	適
44	非イオン界面活性剤*	mg/L	<0.005	0.02以下		平成15年厚生労働省告示第261号45号別表第28	適
45	フェノール類*	mg/L	<0.0005	0.005以下		平成15年厚生労働省告示第261号46号別表第29	適
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)*	mg/L	0.6	3以下		平成15年厚生労働省告示第261号47号	適
47	pH値*		(25℃) 7.4	5.8~8.6		平成15年厚生労働省告示第261号48号別表第31	適
48	味*		異常なし	異常でないこと		平成15年厚生労働省告示第261号49号	適
49	臭気*		異常なし	異常でないこと		平成15年厚生労働省告示第261号50号	適
50	色度*	度	<0.5	5以下		平成15年厚生労働省告示第261号51号別表第36	適
51	濁度*	度	<0.1	2以下		平成15年厚生労働省告示第261号52号別表第41	適
	-以下余白-						

*:水道GLP認定項目